

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の概要

1 法律案の趣旨

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、地域の特産物を原料とした果実酒及びリキュールの製造免許に係る酒税法の特例措置を講ずる等、地方公共団体等の提案に基づく規制の特例措置の追加等を行う。

2 法律案の内容

(1) 特定農業者による果実酒の製造等に係る酒税法の特例関係

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において農林漁業体験民宿業等を営む農業者（特定農業者）が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないことその他所要の規定の整備を行う。

(2) 地域の特産物を原料とした果実酒及びリキュールの製造に係る酒税法の特例関係

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げる（果実酒：年間6キロリットル→2キロリットル、リキュール：年間6キロリットル→1キロリットル）こととする。

3 その他

施行日 平成20年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

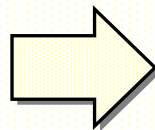
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造免許に係る酒税法の特例措置を講ずる等、地方公共団体、民間事業者等の提案に基づく規制の特例措置の追加等を行う。

改正内容(規制の特例措置の追加等)

酒税法の特例

一年間の酒類の製造見込み数量が一定量(果実酒、リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、酒類の製造免許を受けることが出来ない。



認定構造改革特別区域内において生産された農産物を用いて果実酒(例.ワイン)又はリキュール(例.梅酒)を製造するためには、製造免許を申請した場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を緩和する。

その他

<参考> 構造改革特区制度の概要

○規制の特例措置の提案

- ・内閣総理大臣は、地方公共団体や民間事業者等から、新たな規制の特例措置について、提案を募集



○構造改革特別区域基本方針(閣議決定)

- ・構造改革の推進・地域活性化の意義・目標
- ・実施すべき施策に関する基本的な方針 等
- ・政府が講ずべき措置についての計画 → 規制の特例措置をメニューとして掲載



<地方公共団体> 構造改革特別区域計画の作成・申請



<内閣総理大臣> 構造改革特別区域計画の認定



○規制の特例措置の適用(特区計画の実施)

- ・計画が認定された場合に、特区法等で定められた規制の特例措置が適用